

内 容

緒言

西太平洋と台風活動頻度と general circulation との関係 陶詩言, 董克勤

中国沿海地区の台風経路 陶詩言, 章名立

東亜の台風経路と海水温度および 1000—500mb thickness との関係 陶詩言, 章名立, 呂玉芳

揚子江中上流の豪雨予報 陶詩言, 他

1959年6月8日～9日 湖北省東部の大豪雨分析 張錫福, 王作述

夏の中国大陸および近海面の Subtropical high の活動の synoptic な研究 陶詩言, 朱福康, 吳天棋

夏の中国大陸にある subtropical high の北進構造と mechanism の研究 瞿章, 潘菊芳

中国科学院地球物理研究所 (科学出版社 1964年)
成層圏の循環と太陽活動が循環に及ぼす影響の研究
(平流層大気環流及太陽活動対大気環流影響の研究)

陶詩言 揚鑑初

3つの部分にわかれていて10篇の論文が収められている。第一部は成層圏と対流圏の circulation による相互関係が論ぜられている。

第二部は3篇の論文で天気学の研究になっている。これには成層圏の中, 下部の circulation で季節変化や成層圏と対流圏の相互作用の天気学的分析になっている。

第三部には5篇の論文があって太陽輻射が成層圏と対流圏に及ぼす影響の統計的相関の研究になっている。

内 容

諸言

I 成層圏と対流圏で circulation の相互作用

孫淑清, 陳隆勳, 叶篤正

非地衡モデルで各種 scale の大気波動, 垂直伝ばん 陳隆勳

II 北半球成層圏中, 下部における circulation の季節変化 陶詩言

冬期, 高緯度における成層圏と対流圏の circulation 的關係で一つの实例 陳隆勳, 陶詩言

1958年1月下旬の成層圏における爆発的昇温で25mb 面と 500mb 面の変化 陶詩言, 朱福康

III 太陽活動が冬の成層圏中部の温度に及ぼす影響

揚鑑初, 林学椿

成層圏の突然昇温と太陽輻射との関係

林学椿

太陽活動が対流圏中部の circulation に及ぼす影響 陳烈庭

冬の太陽活動がアジアの 500mb 高度場に及ぼす影響 王煥德

太陽活動と北半球 700mb 高度との分析

揚鑑初

特許法第30条の規定による特許庁長官が指定する学術団体について

特許になる発明は, 新規でなければならない(特許法第29条)が, 発明の新規性の喪失に例外が認められている。すなわち日本気象学会は, 特許法第30条の“特許庁長官が指定する学術団体”に指定されている(天気, 1962年, 9巻1号)。したがって特許を受ける権利を有する者(発明者)Aが日本気象学会が開催する研究集会(大会, 月例会, 地岡の研究會)において文書(講演予稿集, パンフレット, 紙片, スライドなど)をもって発表するとその技術内容は新規性がなくなるが, 研究発表の日から6カ月以内にAが特許出願したときは, なお新規性があるとみなされ, Aは特許を受ける権利がある。しかしその技術内容は, Aの研究発表した日に, 公然知られた発明となりA以外の者は特許を受けることができない。

1966年7月

新規性についての例外規定は, 先願の例外または出願日の特例でない。たとえばAが5月10日に学会発表し, それから6カ月以内の10月1日に特許出願したとすれば, その出願が5月10日に出願したものとして取扱いを受けるわけではない, したがって特許を受けようとする者は, 日本気象学会主催の研究集会に文書で発表すると同時, あるいはできるだけすみやかに特許出願の手続きをすることが望ましい。なお特許出願の様式, 手続きについては, 気象庁観測部測器課に問合せられたい。

さらに毎月定例で開催している測器専門委員会で, 技術内容を測器技術資料として発表すれば, 「特許出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された発明(特許法第29条)」となり, それは公知のものとなり, 同一の技術内容の発明は, 特許を受けることができない。なお測器専門委員会は, 日本気象学会の研究集会でないので, この場合は上述の新規性の例外規定は認められない。

(気象庁測器課)